

ベトナム企業法—日本企業の進出の観点から

田中 誠和

はじめに

ベトナムでは、経済成長が著しいことからインフラ整備や内需の好調に伴う輸入増が続いており、貿易収支は赤字基調である。また政府の徴税基盤が脆弱であることから財政も赤字傾向である。すなわち財政赤字と貿易赤字の双子の赤字の問題を生じていることから、持続的な経済発展のためには外国投資の誘致が不可欠な状況である。こうしたことを背景にベトナムはWTO加盟を目指し、内外差別の禁止を実現するための国内法整備の一環として、国内外の投資家に共通して適用される投資法¹および企業法²を成立させ、2006年7月より施行した。新しい企業法の下では、会社の内部組織に関する規定が大幅に改められ、また外国投資による株式会社の設立が原則的に認められるようになっている。なお、ベトナムは2007年1月11日にWTOへの正式加盟を果たしている。他方、日本の製造業においては、国内における売上、利益の成長に限界がみえてきており、また生産コストの面からも、アジア諸国への事業展開が不可欠になってきている。そこで本稿では、日本企業の進出の観点から、ベトナムの新しい企業法について、特に日本の会社法とは異なるベトナムに特有の内部組織、機関に関する規定に焦点を当てて整理を試みたい。

図表1 投資法と企業法の整備



投資法：WTO加盟等を履行する上での内外格差の是正が目的。投資規制、投資手続等について規定している。共通投資法ともいわれる。

企業法：国内、外国企業の競争条件を揃えることが目的。企業の形態、内部組織や決議方法などを規定している。統一企業法ともいわれる。

¹ Law on Investment (No. 59-2005-QH11)、以下本稿では投資法と称する。

² Law on Enterprises (No. 60-2005-QH11)、以下本稿では企業法と称する。

1. 日本企業のベトナム進出形態

外国企業のベトナム進出形態としては³、①外国投資家の100%出資企業の設立、②国内投資家と外国投資家の合弁企業の設立、③BCC契約、BOT契約、BTO契約、BT契約⁴、④既存企業の合併または買収のほか、⑤駐在員事務所の設立、⑥支店の設立、といった形態がありうる。もっとも、駐在員事務所については営業活動が認められておらず、また支店については銀行等の一部の分野を除いて設置が認められていない。このため、外国投資家はベトナムにおいて営業活動を行うために、①外国投資家の100%出資企業の設立、あるいは②国内投資家と外国投資家の合弁企業の設立、を行うことになる⁵。そして企業の形態の観点からは、有限会社または株式会社のいずれかを選択することになる。なお、合名会社（Partnership）⁶あるいは個人事業（Sole Proprietorship）⁷といった形態の会社も規定されているが、企業活動に対して全ての個人財産により責任を負う無限責任社員が必要とされることから、外国投資家の投資形態としては適当ではない。

有限会社（Limited Liability Company）は、出資者としての社員⁸が企業への出資額の範囲内での有限責任を負う企業である。社員は法人でも個人でもよいが⁹、社員数が1から50に制限されており⁹、株券を発行することはできず、持分の譲渡に法律上の制限がある¹⁰。

株式会社（Shareholding Company）は、株主が、持分が均一で平等な株式の形態で出資を行い、企業への出資額の範囲内での有限責任を負う企業である。株主は法人でも個人でもよいが、3者以上が必要とされ、株券等の証券を発行することができ、株主は自由に株式を譲渡することができる¹¹。

2. ベトナム企業法における機関に関する規定—内部のガバナンス構造

ベトナム企業法は、有限会社、株式会社といった会社の類型に従って、また有限会社の場合は、出資者が複数であるか一人であるか、さらに出資者が一人の場合は出資者が法人であるか個人であるか、によってそれぞれ必要とされる機関が異なっている。以下では類型別に説明する。

³ 投資法第21条に列挙されている。

⁴ BCC（Business co-operation contract）契約、BOT（Build-operate-transfer contract）契約、BTO（Build-transfer-operate contract）契約、BT（Build-transfer contract）契約、それぞれについて、投資法第3条第16号から第19号に定義されている。

⁵ あるいは既存企業への出資、合併または買収である。本稿後半で事例を交えて検討を行う。

⁶ 企業法第5章第130条以下に規定されている。

⁷ 企業法第6章第141条以下に規定されている。

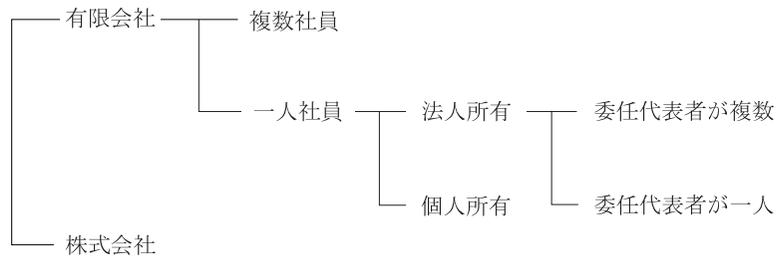
⁸ 社員とは、社団法人の出資者である構成員のこと。

⁹ 一人会社は認められるが社員数に上限がある

¹⁰ 企業法第38条

¹¹ 企業法第77条

図表2 会社の類型



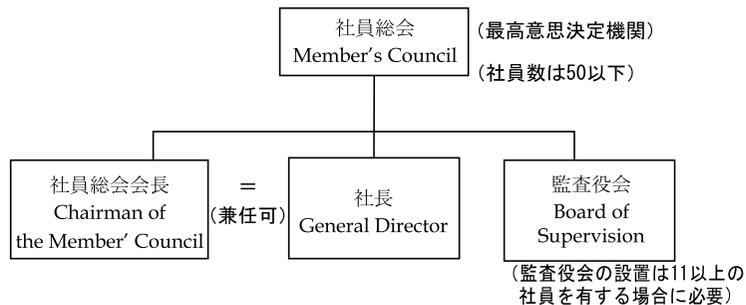
2-1 有限会社

ベトナム企業法では、有限会社について、①複数社員の有限会社の場合と②一人社員の有限責任会社とを別の類型として規定している。

2-1-1 複数社員の有限会社¹²

複数社員の有限会社の場合、会社に必要とされる機関は¹³、①社員総会、②社員総会会長、③社長であり、11以上の社員を有する場合には、④監査役会も必要である。

図表3 複数社員の有限会社の機関



- ① 社員総会 (Member's Council)¹⁴は、有限会社の全社員により構成される、会社の最高意思決定機関である。社員総会は通常、年1回開催される。社員総会会長、社長、および会社の定款に定められるその他の重要な地位に就く人の選任、解任を決定する。社員総会は法律により多くの権限を付与されており¹⁵、定款によって付与することもできる。社員総会における意思決定は出資額割合に基づく。定足数は出資総額の75%以上とされる¹⁶。通常決議事項については出席者の出資総額の65%以上、特別決議事項は出席者の出

¹² 企業法第3章第1節第38条以下

¹³ 企業法第46条

¹⁴ 企業法第47条

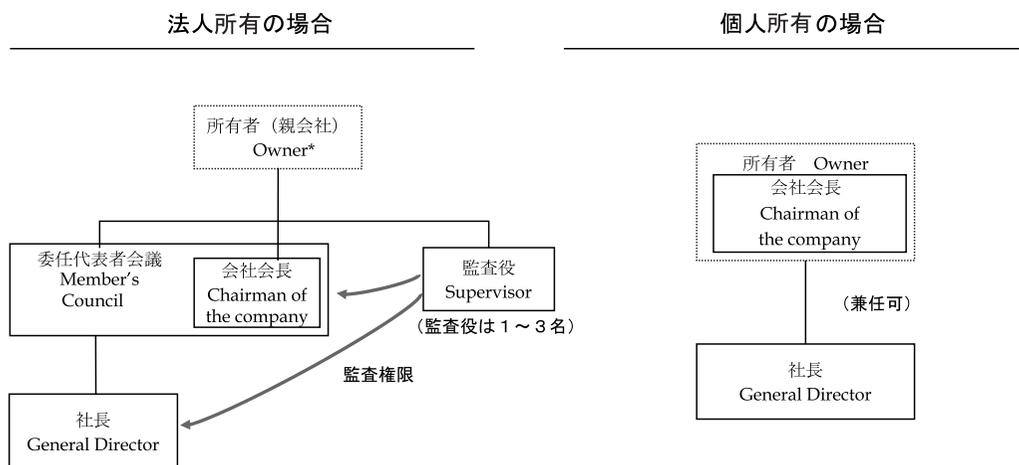
¹⁵ 有限会社の社員総会は、株式会社の株主総会と比較すると、所有者機能に加え経営者機能も付与されている点異なる。他方、株式会社の取締役会は実質的には執行役会と位置付けられている。また、株式会社の監査役会には業務監査について強い権限が与えられている (後述)。

¹⁶ 企業法第51条

資総額の75%以上で決定し、また、書面投票も可能で、議決内容に関わらず、出資総額の65%以上で決定する¹⁷。少数株主保護の観点から、意思決定については法律上高い数字を設定されているが、上記の4点とも定款により加重することができる。

- ② 社員総会会長 (Chairman of the Member's Council)¹⁸は、社員総会において社員のいずれかより選出される。任期は5年以内であるが、再任することができる。会長は、会社の社長を兼任することができる。会長の権限は、社員総会の招集を行い、社員総会の決定に署名するなど、社員総会に関する事項である。会長の権限は定款によって付与することができる。
- ③ 社長 (General Director) は、社員総会において選出され、会社の日常業務の執行を行う¹⁹。法定代表者 (legal representative) には、定款の定めにより、社員総会会長または社長のいずれかを指定する²⁰。通常は社長が就任する。法定代表者は、会社を代表できる唯一の人である。法定代表者はベトナムの居住者でなければならず、30日以上ベトナムを離れる場合には、書面により他の者に法定代表者としての権限を授権する必要がある。
- ④ 監査役会 (Board of Supervision) は、複数社員の有限会社において、11以上の社員を有する場合、設置しなければならないが²¹、監査役会、監査役会会長、監査役の権限、任務等については規定がなく、会社の定款に委ねられている²²。したがって、実際には支配株主がいる場合、監査役会の機能、引いては少数株主の権利は形骸化してしまうおそれがある。

図表4 一人社員の有限会社の機関



* 所有者は必要機関ではないため点線で表示している。

¹⁷ 企業法第52条

¹⁸ 企業法第49条

¹⁹ 企業法第55条

²⁰ 企業法第46条

²¹ 10以下の社員の場合は任意で監査役会を設置することはできる。

²² 企業法第46条

2-1-2 一人社員の有限会社²³

一人社員の有限会社の場合、唯一の出資者すなわち所有者が、法人であるか個人であるかによって2種類がある。法人所有者である場合には、委任代表者が複数であるか、1名であるかによってさらに2種類がある。

2-1-2-1 法人所有の場合

会社所有者（Owner）は、会社の必要機関とされてはいないが、多くの権限を有しており、さらに定款により付与することもできる。また、会社所有者は一人または数人を委任代表者（authorized representatives）として選任することで、その権限を委任する²⁴。

2-1-2-1-1 委任代表者が複数の場合

この場合、会社に必要とされる機関は²⁵、①委任代表者会議、②社長、③監査役である。

- ① 委任代表者会議（Member's Council）は、会社所有者によって選任される複数の委任代表者全員により構成される会議であり、委任代表者の任期は5年以内である²⁶。委任代表者会議は、会社所有者を代表して（on behalf of）会社所有者の権限および義務を遂行し、また会社を代表して会社の権限および義務を遂行する²⁷。すなわち、所有者と委任代表者会議とが合わさって、複数社員の有限会社における社員総会に相当する機能を果たしていることになる。

委任代表者会議では、各委任代表者は同等の議決権を有する。会議開催の定足数は3分の2以上であり、通常決議については出席者の過半数、また特別決議事項については出席者の4分の3以上で決定される²⁸。

- ② 社長（General Director）は、委任代表者会議により選任され、会社の日常業務の執行を行う。任期は5年以内である²⁹。法定代表者（legal representative）には、定款の定めにより、委任代表者会議会長または社長のいずれかを指定する³⁰が、通常は社長とされる。
- ③ 監査役（Supervisors）は、所有者により、1名から3名まで選任され、委任代表者会議、会社会長、社長を監督する³¹。

2-1-2-1-2 委任代表者が一人の場合

この場合、会社に必要とされる機関は³²、①会社会長、②社長、③監査役である。

- ① 会社会長（Chairman of the company）は、唯一人である委任代表者が就任し³³、会社所有者

²³ 企業法第3章第2節第63条以下

²⁴ 企業法第67条

²⁵ 企業法第67条第3項

²⁶ 企業法第67条第1項、第3項

²⁷ 企業法第68条第1項

²⁸ 企業法第68条5項、6項

²⁹ 企業法第70条第1項

³⁰ 企業法第67条第5項

³¹ 企業法第71条

³² 企業法第67条第4項

³³ 企業法第67条第4項

を代表して（on behalf of）会社所有者の権限および義務を遂行し、また会社を代表して会社の権限および義務を遂行する³⁴。すなわち、上記の複数の委任代表者による委任代表者会議と同様の権限と機能を有することになる。

- ② 社長（General Director）は、会社会長により選任され、会社の日常業務の執行を行う。任期は5年以内である³⁵。法定代表者（legal representative）には、定款の定めにより、会社会長または社長のいずれかを指定する³⁶が、通常は社長とされる。
- ③ 監査役（Supervisor）は、所有者により、1名から3名まで選任され、委任代表者会議、会社会長、社長を監督する³⁷。

2-1-2-2 個人所有の場合

この場合、会社に必要とされる機関は、①会社会長と②社長のみである³⁸。

- ① 会社会長（Chairman of the company）は、会社所有者（Owner）が就任する。このため、会社会長の権限と義務は会社所有者と同等になり、すべての事項に関して意思決定を行うことができる³⁹。
- ② 社長（General Director）は会社会長が自ら兼任するか、選任する⁴⁰。選任の場合の社長の権限の内容については規定がなく、定款または雇用契約で決めることになる⁴¹。法定代表者（legal representative）は、定款の定めにより、所有者（すなわち会社会長）または社長のいずれかに指定する⁴²。

2-2 株式会社⁴³

株式会社の場合、会社に必要とされる機関は⁴⁴、①株主総会、②取締役会、③社長であり、個人株主が11名を超える場合、または法人株主が株式の50%を超えて保有する場合には、④監査役会も必要である。

- ① 株主総会（Shareholder's Meeting）は、議決権を有する株主全員から構成される、株式会社の最高意思決定機関である⁴⁵。法律は株主総会に広範な権限を与えているが、さらに定款により付与することができる⁴⁶。株主は3者以上⁴⁷とされており、一人会社は認められていない。

³⁴ 企業法第69条第1項

³⁵ 企業法第70条第1項

³⁶ 企業法第67条第5項

³⁷ 企業法第71条

³⁸ 企業法第74条第1項

³⁹ 企業法第74条第1項

⁴⁰ 企業法第74条第2項

⁴¹ 企業法第74条第3項

⁴² 企業法第74条第1項

⁴³ 企業法第4章第77条以下

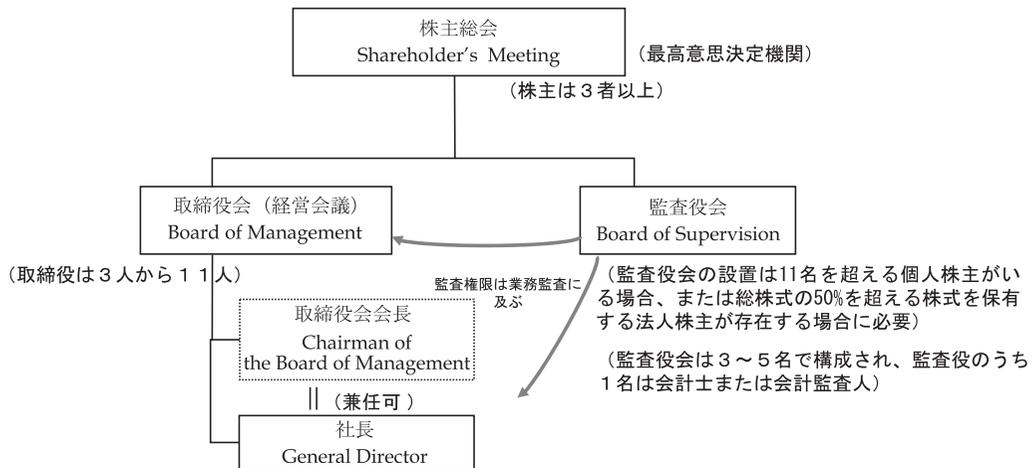
⁴⁴ 企業法第95条

⁴⁵ 企業法第96条第1項

⁴⁶ 企業法第96条第2項

⁴⁷ 企業法第77条第1項b号

図表5 株式会社の機関



* 取締役会会長は必要機関ではないため、点線で表示している。

株主総会における意思決定については、議決権数で決定する。定足数は65%以上である⁴⁸。通常決議事項については出席者の議決権の65%以上、特別決議事項は出席者の議決権の75%以上で決定する⁴⁹。また、書面投票の場合は議決内容に関わらず議決権の75%以上で決定する⁵⁰。少数株主保護の観点から、意思決定については法律上高い数字を設定されているが、上記の4点とも定款により加重することができる点は有限会社における社員総会と同様である。

なお、株式会社は議決権優先株式 (voting preference share) を発行することができる。議決権優先株式は政府の委任を受けた組織及び発起株主のみが保有することができ (譲渡はできない)、その議決権数は定款に規定される。会社の営業登録証明書の発給日から3年間効力を有し、その後は普通株式に転換される⁵¹。

- ② 取締役会 (Board of Management) は、株主総会で選出される全取締役⁵²により構成される。取締役の人数は3~11名とされ、任期は5年以内で、再任することができる⁵³。取締役会は取締役から構成される会社の経営機関であり、法律または定款によって株主総会に付与された権限以外は、会社を代表して執行する⁵⁴。取締役会の権限および責任は、経営上の問題に対する意思決定、社長および幹部の選任、日常業務の監督、株主総会に属する事項に関して株主総会に提案すること、の主として4点である⁵⁵。取締役会は、株主総会と意思決定権限を分担し、意思決定と執行の両方を担う機関であるといえる。

⁴⁸ 企業法第102条第1項

⁴⁹ 企業法第104条第3項

⁵⁰ 企業法第104条第5項

⁵¹ 企業法第78条第2項 a、第3項、第81条

⁵² 企業法第96条第2項 c

⁵³ 企業法第109条第1項

⁵⁴ 企業法第108条

⁵⁵ 企業法第108条第2項

取締役会の定足数は、取締役全員の4分の3以上であり、取締役会の意思決定は、出席取締役の過半数をもって決し、賛否同数の場合は取締役会会長が決定する⁵⁶。

取締役会会長 (Chairman of the Board of Management) は、必要機関ではないが、定款に従って、株主総会または取締役会が取締役のうち一人を選任する⁵⁷。取締役会会長の権限は主として取締役会の運営である⁵⁸。なお、定款が別途の規定を定める場合を除き、取締役会会長が社長を兼任することもできる⁵⁹。

③ 社長 (General Director) は、取締役会により選任され、会社の日常業務の執行を行う。なお、株式会社の社長は他の会社の社長を兼務してはならない。任期は5年以内であり、再任することができる⁶⁰。

④ 監査役会 (Board of Supervision)

監査役会の設置は、11以上の個人株主を有する場合または機関株主が総株式資本の50%以上を保有する場合に必要とされる⁶¹。監査役は株主総会で選出され⁶²、人数は3～5名で、任期は3年以内であり、再任することができる⁶³。監査役のうち1名は会計士または会計監査官でなければならない⁶⁴。監査役会の権限は会計監査のみならず業務監査に及ぶ⁶⁵。なお監査役会の権限および任務については、定款に委ねられている⁶⁶。したがって、形骸化

図表6 各会社の会議における意思決定方法

会社 類型 意志決定機関	有限会社 複数社員 社員総会	一人社員 委任代表者会議	株式会社 株主総会	取締役会
決定方法	出資額割合	人数	議決権数	人数
定足数 (条文)	出資総額の75%以上 51条1項	3分の2以上 68条5項	議決権総数の65%以上 102条1項	4分の3以上 112条8項
通常決議 (条文)	出席者の出資総額の65%以上 52条2項a	出席者の過半数 68条6項	出席者の議決権総数の65%以上 104条3項	出席者の過半数、同数の場合 取締役会会長に決定権 112条8項
特別決議 (条文)	出席者の出資総額の75%以上 52条2項b	出席者の75%以上 68条6項	出席者の議決権総数の75%以上 104条3項	
書面投票 (条文)	全社員の出資総額の65%以上 52条3項	可能、上記と同じ 68条5項	議決権総数の75%以上 104条5項	可能、上記と同じ 108条3項
定款による加重	可能	規定なし	可能	規定なし

特別決議：資産総額の50%超の売却、定款変更、会社の組織再編等に関する決議

⁵⁶ 企業法第112条第8項

⁵⁷ 企業法第111条第1項

⁵⁸ 企業法第111条第2項

⁵⁹ 企業法第111条第1項

⁶⁰ 企業法第116条第1項、第2項

⁶¹ 企業法第95条

⁶² 企業法第96条第2項c

⁶³ 企業法第121条第1項

⁶⁴ 企業法第121条第2項

⁶⁵ 企業法第123条

⁶⁶ 企業法第121条

のおそれがある。

3. ベトナム企業への出資とコーポレートガバナンス

3-1 問題の所在

ベトナムは2007年1月よりWTOに加盟しているが、全事業分野において、外国投資家の100%出資企業の設立や既存企業の全株式取得が可能となった訳ではない。外資100%企業の設立が認められていない条件付投資分野⁶⁷への投資を行うためには、既存会社に対する出資あるいは合併会社設立を行うことになる。

出資の前提として、外国投資家は出資対象企業の事業ライセンスの範囲を正確に把握する必要がある。また、外国投資家による既存会社の株式取得に関しては、原則としては自由であるがいくつかの例外が規定されている⁶⁸。一例として、外国投資家による出資比率は、上場企業および店頭公開企業⁶⁹に対しては49%（分野によっては30%）が上限である。

3-2 既存会社に対する出資と出資対象会社側における意思決定

3-2-1 複数社員の有限責任会社

最高意思決定機関は社員総会であるので、社員総会において決定する。

3-2-2 一人社員の有限責任会社

最高意思決定権限を有するのは、まずは会社所有者である。会社所有者によって権限を委任された委任代表者が複数の場合は、委任代表者会議において決定する。委任代表者が一人の場合は、この委任代表者は会社社長となっており、この会社社長が決定する⁷⁰。

なお一部出資の場合は、出資後は複数社員の有限責任会社となる。

⁶⁷ 投資法第29条において、国防、国家安全並びに社会の秩序及び安全に影響を及ぼす領域、財政及び銀行領域、不動産経営などいくつかの分野が条件付き投資分野として規定されている。

⁶⁸ Decree No.139/2007/ND-CP 第10条に外国投資家の出資比率について下記のとおり規定されており、外国人投資家は、出資と株式取得に関して原則自由であるが、以下の例外規定に服する。

- (a) 上場企業に対する外国投資家の保有比率は、証券法に従って規制される。
- (b) 特別な事例における外国投資家の保有比率は、本指令第3条第3項に規定する他の法律（証券法、保険事業法、および弁護士法などの業法）に従って規制される。
- (c) 株式会社等への転換を進めている国営企業に対する外国人の保有比率は、国営企業転換法に従って規制される。
- (d) サービス業の会社に対する外国人の保有比率は、商業サービスに関する詳細な公約リスト（ベトナムのWTO加盟議定書の付属書）に従って規制される。

⁶⁹ 店頭公開企業の場合は30%が上限と規定されていたが、Decree No.55/2009/QD-TTg（2009年4月15日公布、2009年6月1日施行）により、店頭公開企業においても上限が49%となった。本決定施行後も、銀行や保険、通信など国家経済にとって重要な分野における株式保有率は引き続き30%が上限であり、かつ一つの外国組織による株式保有率は15%が上限となっている。なお、ベトナムでは、旧国営企業はまず株式会社化を行い、その時点で店頭公開株として公開売出しが行われ相対取引が可能となり、その後、より詳細な情報公開を行うことによって、上場に切り替えていく方式を採っている。

⁷⁰ また、交渉相手となる者が、法的代表者として、正当な交渉権限、契約締結権限を有しているかを定款や委任状によって確認することが必要である。

3-2-3 株式会社

株式会社の場合、株式は譲渡自由であるので、既存株主から譲渡されれば、株式を取得できる。

3-3 出資後のコーポレートガバナンスについて

3-3-1 複数社員の有限会社

外国投資家とその他の投資家の出資比率に応じて議決権を有することになる。監査役会の設置については、社員数が11以上となった場合は必要となる。あるいは10以下の場合でも社員の任意決定により監査役会を設置することはできるので、日越合弁企業の場合には設置を検討すべきと思われる。

3-3-2 一人社員の有限会社

複数社員の有限会社あるいは一人社員の有限会社を100%買収することによって、外国投資家自身がその会社の唯一の出資者すなわち所有者となった場合は、当該会社は一人社員の有限会社となる。この場合既述したように、唯一の出資者すなわち所有者が、法人であるか個人であるかによって2類型がある。法人所有の場合には、委任代表者が複数であるか、一人であるかによってさらに2類型がある。各類型にしたがって必要があれば組織を変更する。

3-3-3 株式会社

株主は、議決権株式数に応じて決定権を有する。株主総会は、取締役および監査役の選任、解任等の権限があるので、既述した意思決定ルールを考慮しながら、取得する議決権比率については決定すべきである。なお、株式総数の5%以上を保有する株主は、7日以内に、登録機関に登録しなければならない^{71,72}。

3-4 合弁企業の設立

既存会社に対する出資については、特に出資金額の算定が極めて困難であるといったデメリットも指摘されている。このため、以下では新規にベトナム側と合弁企業を設立することについて検討する。

3-4-1 合弁契約

国内投資家と外国投資家の合弁企業の設立を行う場合、まず、合弁契約を締結することになる。合弁契約には組織の構成、必要とされる機関の構成員、複数社員の有限会社の場合は社員総会、社員総会会長、社長の選任方法、株式会社の場合は取締役、監査役の選任方法等、またいずれの場合でも法的代表者の選任方法を明記しておく必要がある⁷³。

⁷¹ 企業法第86条

⁷² このように法律上の外資制限比率を遵守すれば、既存企業への出資は可能である。ただし、出資に関しては、ベトナム側と合弁契約や定款等において、その内容や出資者の責任・権利を明確にしなければならない。特に、新しい定款の内容を確認し、出資後には登録機関に再登録する必要がある。

3-4-2 定款

合弁契約の内容を定款に規定することにより社員の権利の内容とすることができる⁷⁴。具体的には、社員総会の代表者の選任方法、会長、社長の選任方法、監査役の選任方法、内部組織の設置、また決議方法の加重⁷⁵、などが考えられる。

3-4-3 役職員の選任事例

そこで具体的に日本側とベトナム側とで合弁会社を設立する場合の人選について、一般的な事例として、複数社員の有限会社の場合について検討する。

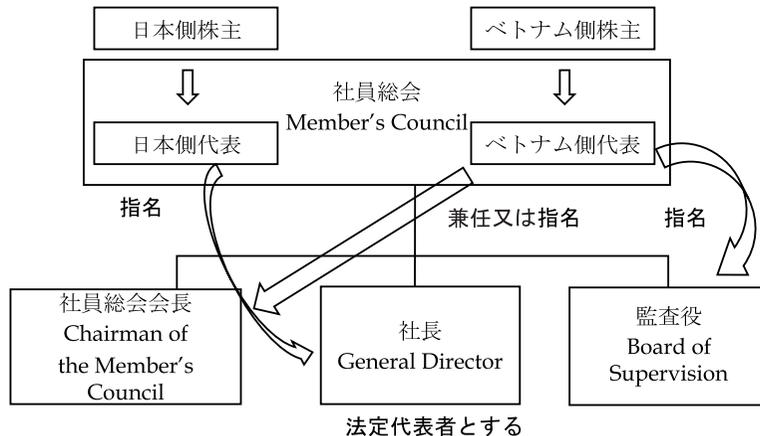
まず、社員総会の代表者については、日本側とベトナム側が各1社で各50%の出資比率であるとすれば、各1名選任することになる。

次に社員総会会長については、ベトナム側から選任された社員総会の代表を会長とする。

社長は日本側で指名する。定款で定めることで会社の法的代表者となる。社長の仕事は業務執行にあり、経営能力が必要とされるが、経営人材は日本側により多くいると考えられる⁷⁶。日本人の社長は、ベトナム側のマネージャーに実務を担当してもらう。

監査役はベトナム側で指名する。ベトナムの方がベトナムの法律、会計システムに精通しており、また法規関係はベトナム語で発出されるためである。また日本側から選出された社長との間で、チェックアンドバランスを利かせることができる。

図表7 役職員の選任事例(複数社員の有限会社での日越合弁の事例)



⁷³ 合弁契約の主な内容については Decree No.108-2006-ND-CP 第54条参照。

⁷⁴ 企業法第22条第6項及び第41条1項 (i)

⁷⁵ 企業法第52条2項

むすびにかえて

ベトナムは、日本企業にとっては大企業のみならず中小企業にとっても、進出先として検討することが今後一層増えてくるものと思われる。しかしながら、経済発展段階にあり、企業関係の法整備も途上であり、会社形態も日本のものとは異なるものがあることから、会社の設立、あるいは既存会社への出資に当たっては、企業法の規定を確認することが不可欠である。ベトナムと日本の会社を比較すると、株式会社については、必要とされる機関として株主総会、取締役会、監査役会があり、また株主総会において取締役、監査役を選任する、といったように類似している。もっとも、ベトナムの株式会社では、株式の自由譲渡性に制限を課すことはできない（規定がない）ことから、公開を予定しているのでなければ、特に合弁企業の場合には株式会社ではなく有限会社を選択することのほうが一般的と思われる（日本の会社法では有限会社は廃止されてしまったが）。したがって、ベトナム法の有限会社の類型、特有な機関について理解、検討した上で、適切なコーポレートガバナンスの仕組みを作っておくことが重要と思われる。本稿がその一助となれば幸いである⁷⁷。

⁷⁶ ベトナム政府は現在外資の導入に積極的であるので、政府との調整においても、社長（代表者）が外国人であることは有利であることもある。

⁷⁷ 参考文献

Bui Xuan Hai; Chihiro Nunoi, *Corporate Governance in Vietnam : A System in Transition*, Hitotsubashi Journal of Commerce and Management, Japan, (2008) Vol.42 (1): P.45-66

本間拓洋「ベトナムへの投資に関する法制度の概要（1）」『国際商事法務』Vol. 35 No. 9 (2007) p. 1253～1257

Le Quoc Day「ベトナム企業への出資と企業統治」『アジアビジネスレポート』Vol. 25（みずほコーポレート銀行、2007年7月）p. 25-28